# 净化槽保守点検業務委託仕様書

1 委託場所

草加市柿木町188番地 草加市立養護老人ホーム松楽苑

2 委託期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

3 支払方法

業務完了後払い(毎月払い)

- 4 業務内容
  - (1) 保守点検

保守点検は、浄化槽法第8条の規定及び埼玉県屎尿浄化槽維持管理要領第4保守点検事項に基づき行うものとし、保守点検回数は年12回とする。

(2) 清掃

清掃は、浄化槽法第9条の規定によるほか、埼玉県屎尿浄化槽維持管理 要領第6清掃事項に基づき行うものとし、清掃回数は年1回、引抜最大量37tと する。

(3) 水質検査

水質検査は、埼玉県屎尿浄化槽維持管理要領第5第4項に基づき行い、検査項目は、pH、BOD、COD、SS、大腸菌群の5項目とし、検査回数は年2回とする。

(4) 定期検査

浄化槽法第11条に基づき、年1回行うものとする。

- 5 浄化槽の種類及び形式
  - ① 種 類 合併処理浄化槽
  - ② 処理能力 70人槽 37トン
  - ③ 処理方法 接触ばっ気方式
- 6 臨時整備

故障時の臨時整備は、その都度行う。ただし、その費用については事前協議の上、決めるものとする。

浄化槽の管理に伴い生ずる消耗品、薬剤費、法定検査費用については、保守点検料に含むものとする。

各設備に異常が発生したときは、速やかに適切な処置を行う。ただし、その費用については事前協議のうえ、決めるものとする。

7 業務完了報告書

各業務完了後は、すみやかに業務完了報告書などを施設担当者に提出し報告する こと。

- 8 共通事項
- (1) 受託者は、受託業務上知り得た事項を漏らしてはならない。

- (2) 受託者は、成果品等については事業団の承諾なしには、他のいかなる者に対してもそれを閲覧に供し、複写させ、譲渡したりまたは提供してはならない。
- (3) 草加市との協定に基づき、受託者は、草加市環境マネジメントシステムの 取組に協力すること。
- (4) 草加市との協定に基づき、受託者は、草加市個人情報保護条例(平成12年条例第 31号)及び別記個人情報取扱特記事項を遵守すること。また、業務上知り得た秘密 を漏らしてはならない。
- (5) 草加市との協定に基づき、草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例(平成19年条例第16号)第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱(平成8年告示第155号)第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
  - ア 受託者及び受託者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生する恐れがある場合は 事業団に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
  - イ 受託者は、事業団及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策 を講じること。
- (6) 仕様書に疑義が生じた場合は、施設と協議すること。
- 8 問合せ先

草加市立養護老人ホーム松楽苑 担当:小林 電話 048(936)1711

# 净化槽保守点検業務委託仕様書

#### 1 件名

浄化槽保守点検業務委託

## 2 委託期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

#### 3 委託場所

草加市柿木町1104番地 草加市障害者グループホームひまわりの郷

#### 4 支払方法

業務完了後(年12回払)

### 5 委託内容

- (1) 浄化槽の種類及び形式
  - ① 種類 合併浄化槽(流量調整槽を有する浄化槽)
  - ② 型式 自動式
  - ③ 構造 鉄筋コンクリート ユニット式
  - ④ 処理能力 30人槽 2個 、50人槽 1個
  - ⑤ 処理方法 接触ばっ気方式
- (2) 点検内容

浄化槽の保守点検、清掃及び維持管理を実施するために必要な事項を定めた「埼 玉県浄化槽維持管理要領」に基づき実施する。

また、「水質汚濁防止法施行令・瀬戸内海環境保全特別措置法施行令」に基づき水質分析を実施する。

- ① 巡回維持管理 年間12回実施(1ヶ月に1回)
- ② 水質分析 (総量規制 COD 窒素 リン) 年2回実施
- ③ 11条検査・・・年1回実施
- ④ 浄化槽清掃・汚泥処理 ・・・年間1回

#### 6 臨時整備

故障時の臨時整備は、その都度行う。ただし、その費用については事前協議のう え決めるものとする。

### 7 事故報告

各設備に異常が発生した時は、速やかに適切な処置を行う。 ただし、その費用については事前協議のうえ、決めるものとする。

#### 8 業務完了報告書

各業務完了後は、すみやかに業務完了報告書などを施設担当者に提出し報告すること。

#### 9 共通事項

- (1) 受託者は、受託業務上知り得た事項を他人に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、成果品等については事業団の承諾なしには、他のいかなる者に対してもそれを閲覧に供し、複写させ、譲渡したりまたは提供してはならない。
- (3) 草加市との協定に基づき、受託者は、草加市環境マネジメントシステムの取り組みに協力すること。
- (4) 草加市との協定に基づき、受託者は、草加市個人情報保護条例(平成12年条例第31号)及び別記個人情報取扱特記事項を遵守すること。また、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (5) 草加市との協定に基づき、草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例 (平成19年条例第16号)第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置 要綱(平成8年告示第155号)第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
  - ① 受託者及び受託者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、事業団に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
  - ② 受託者は、事業団及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。

#### 10 問合せ先

草加市障害者グループホームひまわりの郷 担当:中村 電話 048-932-7161